

品名	次亜塩素酸ソーダ		国連番号	1791		
災害拡大防止措置						
特記事項			処理剤	チオ硫酸ソーダの水溶液		
<p>① 腐食性は、カセイソーダに匹敵し、皮膚、粘膜を刺激する。</p> <p>② 目に入ると激しい痛みを感じ、直ちに洗い流さないと角膜が侵され失明する恐れがある。</p> <p>③ 長期にわたって皮膚に接触すると、刺激により、皮膚炎、湿疹を起こす。</p> <p>④ 微粒子やミストを吸入すると、鼻、のど、気管支、肺を刺激する。</p> <p>⑤ 酸と反応し、塩素を発生する。</p>						
<p>漏洩・飛散したとき</p> <p>① 皮膚及び眼に対して刺激性が強いので作業の際には、必ず保護具を着用する。必要があれば漏洩した場所の周辺にはロープを張るなどして人の立ち入りを禁止する。</p> <p>② 酸と混合すると塩素（有毒ガス）を放出するので、酸と接触しないようにする。</p> <p>③ 付近への流出防止のため、周囲を土砂等で囲い、漏洩した液は砂、吸着マット等に吸着させて取り除くか、密閉できるポリエチレン製の容器に回収する。漏洩した場所の周辺は、液体チオ硫酸ナトリウムで還元分解した後、多量の水にて洗い流す。なお、酸による中和は、有害な塩素ガスを発生させるので、行ってはならない。また洗浄水は河川、用水路には流さない。</p>						
<p>周辺火災のとき</p> <p>① 火災発生場所より、車を遠ざける。</p> <p>② 車の移動が困難な場合は、散水して冷却する。</p>						
<p>引火・発火したとき</p> <p>① 本物質は不燃性である。</p>						
<p>救急措置</p> <p>① 皮膚に付着した場合は、直ちに衣服や靴を脱がせて、多量の水で洗い流す。</p> <p>② 酸との接触で塩素ガスが発生し、吸入した場合は、直ちに新鮮な空気の場所に移し、安静・保温に保つ。呼吸が止まっている場合は、衣服をゆるめて呼吸気道を確保した上で、人工呼吸を行う。呼吸が弱くなっている場合、あるいは咳が激しく出て呼吸困難な場合は酸素吸入を施す。速やかに医師の手当を受ける。</p> <p>③ 眼に入った場合は、直ちに多量の水道水で15分間以上洗い流し（まぶたの隅々まで）、速やかに医師の手当を受ける。</p> <p>④ 飲み下した場合は、直ちに口のなかを水で洗浄し、多量の水または牛乳や生卵を飲ませる（意識のない場合には口から何も与えない）。無理に吐かせないで、速やかに医師の手当を受ける。</p>						

品 名	次亜塩素酸ソーダ	国連番号	1791
-----	----------	------	------

該当法規・危険有害性

消防法						毒物及び劇物取締法			高圧ガス保安法		火薬類取締法			道路法
類別			指定可燃物	品名 (法別表)	毒物	劇物	特定毒物	一般 高圧 ガス	液化 石油 ガス	火 薬	爆 薬	火 工 品	施行令第 19条の12、 13に該当	
第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類									

事故発生時の応急措置

- 車を、安全な場所に移動する。（人家や人ごみを避け、できるだけ交通の障害にならない場所に移動し、エンジンを停止し、車止めをする。）
- 事故の発生を大声で付近の人に知らせ、下記事項を消防署及び警察署、会社に通報し、人を風上に避難させる。（初期措置等にて自ら通報が出来ない場合には、付近を通行している人に頼む。）
- 保護具を着用し、漏れ止め・回収を行う。
(使用保護具：ゴーグル型保護眼鏡、ゴム製保護衣、ゴム製保護手袋、ゴム製長靴)

緊急通報

119（消防署）

110（警察署）

高速道路の非常電話

〔緊急通報例〕

- いつ ○○時○○分頃
- どこで ○○市○○地区（国・県・市）道○○線○○付近で
- なにが 「次亜塩素酸ソーダ」が
- どうした 漏洩しています。
- ケガ人は ケガ人がいます（救急車をお願いします） ケガ人はいません
- 私の名前は ○○運送会社 ○○です

緊急連絡（特に休日・夜間に確実に連絡が取れる部署の電話番号を記入する）

荷主会社		運送会社	
住 所		住 所	
電 話	平日：昼間 休日：夜間	電 話	平日：昼間 休日：夜間